

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

美祢市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。

収入が減って
家計が苦しい

失業して、
家賃が払えない

公共料金に
滞納がある

求職活動が
うまくいかない

相談相手が
いない

債務の返済で
困っている

お問合せ先 **美祢市社会福祉協議会**

場所：美祢市大嶺町東分320-1

電話：0837-52-5222

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:15）

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

**離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄			
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>			
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※美祢市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>			
		単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）		10.8	15.1	17.9
支給家賃額（上限額）		3	3.6	3.9
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>			

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の（美祢市社会福祉協議会）に相談してください。